

平成 25 年度の硫黄島からの遺骨帰還の取組方針（案）

平成 25 年 3 月 21 日
硫黄島からの遺骨帰還推進に関する関係省庁会議

平成 25 年度における硫黄島の遺骨帰還については、これまでの米国資料の分析等、面的調査の実施状況、遺骨収容の実施状況等を踏まえ、以下の取組を実施する。

（1）面的調査の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、平成 24 年度までの進捗状況を踏まえ、硫黄島の面積に応じて 30 区分に分割したうちの未調査の区分（14 区分）について、米国資料調査結果及び日本側収容実績等との分析による情報に基づき、間隔を定めて地表面の踏査及び筋掘を行う。また、踏査の結果を踏まえ、空洞調査等科学的方法による御遺骨・壕の調査を実施する。
調査の結果、発見された壕等の掘削を行う。
また、面的調査の結果を位置情報を含め記録する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・厚生労働省職員、民間業者従業員、重機、物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援
- 滑走路下の御遺骨・壕の存否の確認については、防衛省は高性能地中探査レーダ等を用いた調査を引き続き行う。

（2）遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、通年行うこととしている遺骨帰還団を平成 25 年 4 月から派遣するほか、平成 25 年 7 月上旬、8 月下旬、10 月下旬、平成 26 年 2 月上旬に御遺族・若者等のボランティアや NPO 等による 50 人規模の遺骨帰還団を派遣し、平成 24 年度の面的調査で発見された壕を中心に遺骨収容を実施する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・厚生労働省職員、遺骨帰還団員、収容された御遺骨、物資の輸送支援。
 - ・厚生労働省職員、遺骨帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・在島自衛官による支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援
 - ・重機・オペレーターによる支援

- 収容された御遺骨は、硫黄島にある仮安置所に安置し、平成 26 年 2 月上旬の遺骨帰還団の際に送還する。

(3) その他

- 厚生労働省は、米国国立公文書館、海兵隊資料館、米海軍基地資料館、マックスウェル航空基地資料館に保存されている埋葬地、病院、壕、戦闘記録等に関し、現在行っている資料の調査・分析を平成 24 年度内で終了する予定。当該分析結果を踏まえ、必要な場合は、外務省の支援を受けつつ、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPMO）の協力を得て、民間業者を活用し、他の資料館等での調査を行う。
外務省は、厚生労働省が行う米国での調査を支援する。
- 硫黄島からの遺骨帰還推進に関する関係省庁会議は、平成 25 年度の面的調査及び遺骨収容の結果等を厚生労働省のホームページ等に掲載し、公表する。